

会議録
令和 7 年第 2 回更別村議会定例会
第 1 日 （令和 7 年 6 月 1 6 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 1 号 令和 6 年度一般会計繰越明許費の件
- 第 8 報告第 2 号 令和 6 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 9 報告第 3 号 債権の放棄の件
- 第 10 議案第 5 5 号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 11 議案第 5 6 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 5 7 号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件
- 第 13 議案第 5 8 号 東 1 5 号局部改良工事第 2 工区工事請負契約締結の件
- 第 14 議案第 5 9 号 動産の買入の件
- 第 15 議案第 6 0 号 令和 7 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件
- 第 16 議案第 6 1 号 令和 7 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 17 議案第 6 2 号 令和 7 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 18 議案第 6 3 号 令和 7 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 19 議案第 6 4 号 令和 7 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

◎出席議員（8 名）

議長	8 番	織 田 忠 司	副議長	7 番	高 木 修 一
	1 番	太 田 綱 基		2 番	安 村 敏 博
	3 番	斎 藤 憲		4 番	尾 立 要 子
	5 番	小 谷 文 子		6 番	荻 原 正

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	大 野 仁
-----	-------	-------	-------

教 育 長	宝 輪 祐 子
総 務 課 長	末 田 晃 啓
企画政策課長	本 内 秀 明
産 業 課 長	高 橋 祐 二
建設水道課長	石 川 亮
子育て応援課長	酒 井 智 寛
教育委員会 教 育 次 長	伊 東 秀 行
農業委員会 事 務 局 長	川 上 祐 明

代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 参 事	小 寺 誠
企 画 政 策 課 参 事	今 野 雅 裕
住民生活課長 会 計 管 理 者	小野寺 達 弥
保健福祉課長	新 関 保
診療所事務長	岡 田 昌 展
学 校 給 食 センター所長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 敬 貴
書 記	小 室 聡 子

書 記	村 田 弘 治
-----	---------

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和 7 年第 2 回更別村定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、6 月 1 日の農作物の生育状況であります。秋まき小麦は生育は平年並みとなり、バレイショは植付け作業の遅れから生育が遅れております。豆類の播種作業は平年よりやや遅れているということでもあります。ビートに関しても播種作業が平年より遅く終了し、生育は平年よりやや遅いとの報告を受けております。今後も安定した天候が続く、安全かつ堅調な農作業が進む中、何よりも豊穰の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

先週の 12 日ですが、北海道町村会理事会で中央行動が行われました。私は民生文教常任委員会の委員として、岩村八雲町長、大西えりも町長と共に、主に環境省と文部科学省に中央要請に赴きました。環境省におきましては、上田大臣官房長と面会、秦政策統括長をはじめ省庁各幹部を訪れ、主に脱炭素の交付金の拡充、施策の充実を要請してまいりました。

続きまして、道町村会全体として文科省、文部科学副大臣、武部大臣に直接全体として要請を行ったところであります。望月初等中等教育局長や笠原学校施設環境改善交付金担当部長をはじめとする環境省の各幹部を訪れ、要請活動を積極的に行ってまいりました。特に本年度の学校施設環境改善交付金が、我が村も含めて北海道において道内市町村での全申請件数の 57% が不採択という新聞報道でありますけれども、異常な事態となったことから、多くの自治体で予定していました今年度の学校新築、学校関係工事、我が村でいえば給食センターであります。施設改修が財源不足による先送りや建設、修繕を断念せざるを得ないという大変憂慮すべき状況に至っており、多くの自治体において北海道、全国見ますけれども、教育行政執行に大きなひずみが生じている極めて深刻な事態に至っていることを強く訴えてまいりました。直ちに早急な財源確保のための予算措置と全申請の採択を含む施策の実行を強く要望してまいりました。

本定例会におきましては、所要の報告案件 3 件、人事案件、条例の一部改正案件、計画変更の件、動産買入れの件、工事請負契約締結の件、一般会計補正予算、特別会計補正予算 4 件の合計 13 件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どう

かよろしく願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

なお、村は夏場の効率的な職務執行のため、6月1日から9月30日の間、クールビズに取り組まれています。議会においても同様の取扱いとし、会議中に上着を着用しないことを認めますので、各自暑さ対策を行ってください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、尾立さん、5番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月9日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月20日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より20日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 では、私のほうから口頭による補足説明をさせていただきます。

1の令和6年度企業版ふるさと納税につきましては、記載のとおり、7企業から7件のご寄附をいただいております。番号1のご寄附は、更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく「笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業」、番号2と3、5から7までのご寄附は、「新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業」、番号4番は「豊かな暮らしを営む地域をつくる事業」に対する指定寄附であります。いずれのご寄附にも深く感謝申し上げるとともに、ご寄附の趣旨にのっとって有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

2つ目の農作物の生育状況ですが、別紙のとおり、6月1日時点での状況をまとめておりますので、お目通しをお願いするものであります。招集の挨拶でも申し上げさせていただきましたが、今後の順調な生育に期待するところであります。

3の村営牧場の入牧状況であります。今年度は140頭となりました。今後もJAさらべつさんや生産者、関係機関の皆様との連携を図り、円滑な村営牧場の運営と酪農畜産振興に努めてまいります。

4番目の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での補足説明といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第1号

○議 長 日程第7、報告第1号 令和6年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 令和6年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により、令和6年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越した件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次のページをお開きください。令和6年度一般会計繰越明許費につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みである歳出予算に関しまして、既に翌年度に繰り越して使用することをご決定いただいております。4月1日、令和7年度に繰越しをしております。

1ページめくっていただきまして、令和6年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。令和7年度に繰り越した歳出予算は、款4衛生費、項1保健衛生費、汚水処理施設共同整備事業、金額2,000円の全額が翌年度繰越額であります。財源内訳は、一般財源2,000円であります。

続きまして、款7商工費、項1商工費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助、金額2,389万4,000円の全額が翌年度繰越額でありまして、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金2,018万1,000円、一般財源371万3,000円であります。

翌年度繰越額の合計は2,389万6,000円で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金が2,018万1,000円、一般財源が371万5,000円であります。

以上、ご報告を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第2号

○議長 日程第8、報告第2号 令和6年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村長 報告第2号 令和6年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度株式会社さらべつ産業振興公社事業についてご報告を申し上げます。

なお、高橋産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 高橋産業課長。

○産業課長 それでは、令和6年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告について補足説明をさせていただきます。

事業報告書表紙のほうから、ページ数振っていないので、申し訳ございません。事業報告書の表紙から8枚めくっていただきまして最後のページになりますが、お開きいただきたいと思います。資料と書いてあるページでございます。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は、440件で前年より19件の減、利用人数は2,355名で78名の減。トレーラーハウスにつきましては、317件で1件の減、利用人数は1,093名で65名の減。ミニコテージは、546件で37件の増、利用人数は1,791名で93名の増。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,903件で168件の増、利用人数は5,729名で527名の増。全体の利用件数は3,206件で185件の増、利用人数は1万968名で477名の増となりました。道の駅のレジカウント数につきましては7万7,852名で前年より2,126名の増、レジを通過しないトイレや自動販売機のみ利用者などを推計した入り込み数は11万6,781名で3,188名の増となりました。どんぐり公園パークゴルフ場の利用状況は、5,494名で156名の減となりました。

続いて、損益計算についてですが、表紙のほう戻っていただいて3枚おめくりいただきたいと思います。損益計算書というのがございますが、こちらのほう御覧いただきたいと思います。まず、売上高ですが、道の駅売上高は6,874万7,052円で前年より24万7,071円の増、キャンプ場収入は2,693万5,533円で113万4,102円の増、どんぐり公園収入は126万3,337円で10万500円の減、施設管理収入は2,905万2,912円で34万円の増、売上高の総額は1億2,599万8,834円で162万663円の増となっています。

次に、販売費及び一般管理費ですが、7,627万515円で236万9,755円の増となっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。販売費及び一般管理費の内訳がございます。特に増減の大きかったものについて説明をいたします。従業員給与ですが、3,296万6,893円で154万1,884円の増、正職員の増、正職員の定期昇給及びパート職員の最低賃金アップ

が主な要因でございます。従業員賞与は482万4,620円で91万1,300円の増、正職員の増、正職員の定期昇給が主な要因でございます。水道光熱費は947万1,623円で33万8,568円の増、ガス使用料の増が主な要因となっております。備品消耗品費は199万800円で30万6,652円の減、消耗品等資材の購入減が主なものでございます。環境衛生費は265万2,441円で52万1,624円の減、肥料購入の減少や衛生資材の購入減が主な要因でございます。

また前のページのほうにお戻りいただきたいと思います。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は465万2,144円となり、前年より110万4,105円の減となりました。営業外収益は26万4,365円で、営業外費用を合わせた経常利益は491万6,489円で、税引き後の当期純利益は前年より75万6,441円減の386万5,905円のプラスとなりました。部門別では、道の駅部門が前年より254万3,440円減の128万5,958円のマイナス、カントリーパーク部門が121万8,984円増の216万8,138円のプラス、どんぐり公園部門は56万8,015円増の298万3,725円のプラスとなっております。

また最初の事業報告書の表紙のほうに戻っていただいて、1枚めくっていただきまして貸借対照表について説明をさせていただきたいと思います。資産の部ですが、流動資産は7,658万4,360円で25万6,461円の増です。固定資産は、174万1,683円で74万9,761円の増です。繰延資産はありませんので、資産の部合計は7,832万6,043円で100万6,222円の増です。

次のページをお開きいただきたいと思います。負債の部は、流動負債が599万6,476円で285万9,683円の減でございます。

純資産の部ですが、3枚めくっていただいて株主資本等変動計算書を御覧いただきたいと思います。株主資本の前期末残高は、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が3,576万5,862円で、合計6,846万3,662円でしたが、当期純利益が386万5,905円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が3,963万1,767円となり、株主資本の当期末残高は7,232万9,567円となりました。

すみません、また3枚戻っていただいて、負債・純資産の部合計は7,832万6,043円で100万6,222円の増、自己資本比率は92.3%となりました。

道の駅、カントリーパークの利用者は過去最高の利用者と回復しておりますが、どんぐり公園についてはコロナ後横ばいの状況でございます。諸物価の高騰により仕入れ高、諸経費も増額を余儀なくされており、販売価格への転嫁が難しく、来場者の増加などもある中、当期純利益は昨年より若干減少とはなりましたが、黒字決算となっております。本年度につきましては、老朽の著しいカントリーパーク、センターハウスの屋根等の改修を行い、環境整備や施設の長寿命化に努めるとともに、利用者のニーズに応える取組を進めるなど安定した利用者の獲得に努めるとともに従業員の就業環境の改善も図りながら、引き続き健全な事業運営の下、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 ちょっと道の駅のことについてお聞きしたいのですけれども、利用者が増えてきていますよと。そういったところで過去に、去年だか、おとしだか、すみません、ちょっと記憶がうろ覚えなのですが、エアコンが壊れてはいないのですけれども、電気代との関係で真夏、ああやって情報拠点所の施設であるところがもう暑くて暑くて中にいられない、中で働いている職員の安全も確保されないという状況で、電気代との兼ね合いが何かいろいろあってエアコンをつける、つけない、オン、オフのことを切り替えながらやっていたのですけれども、安全という面で非常に危険なリスクを伴うような営業の仕方であったなというところをいつかの議会でも指摘したことがあったのですけれども、今回のこの決算においてそこへの対策は修繕費か何かで対策をしたのかという確認が一つと、もししていないのであれば、来年度に向けてどのような考えがあるのかというところをちょっと補足説明いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 道の駅の電気代の関係でございますが、今回の決算の中で何か特別に機材を設置したとか、そういうふうなものはございません。ご指摘いただいたように暑いときになかなかエアコンが入っていないくて、非常にお客さん、従業員も厳しい環境の中でという部分のご指摘もあったところでございます。公社のほうとも協議をしまして、電気代がかかることは致し方ない中でそういった部分への対応を図っていただきたいというふうなことは伝えてございますし、一応今年度なのですけれども、新たに北電さんとの契約のほうで何か改善できるような部分があるように聞いていますので、今後そちらのほうを進めていただくようなお話になっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、太田さん。

○1 番太田議員 ありがとうございます。

収益性出すためにこの道の駅、振興公社も苦慮されて頑張っていることは十分理解しておりますので、北電との関わりの中でよりよい施策、そして職員の安全、お客さんの情報拠点として更別に来て利用してもらうために喜んでみんなが安心、安全で過ごせる場所に、情報拠点の道の駅として進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議 長 2 番、安村さん。

○2 番安村議員 同じく資料の中でどんぐり公園の関係のパークゴルフ場の関係なのですが、事業年度の委託料という形で多少前段で質問させていただいた経過があるのですけれども、これを見ますとかなり年数が経過している中で利用者が若干増えてきているとはいえども、かなり当初の人数から減ってきてということがちょっと懸念されます。委託料自体はそんなに変わっていない。だけれども、利用者は減ってきている。逆にという

か、加えて言うならばゴルフ場のホールも拡大してということで、何かそこに思いがあつてということで多分設定したと思うのですけれども、この状態でいけば営業日数から見れば1日当たり大体29人程度の利用者ということで、これ極めてやっぱりちょっと危機感を持った対応をしなければならないかなというふうには感じているのですけれども、その点の所感といいますか、考え方、令和7年度も実施していますけれども、増員に向けてどうか、いろんな考え方がもしあればちょっと補足説明していただければありがたいと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 どんぐり公園、パークゴルフ場の関係でございしますが、今議員からご指摘のあったようになかなかちょっと利用者が増えていかないというか、しっかり分析しているわけではないのですけれども、やはりパークゴルフ人口の減少というか、そういった部分が大きいのかなというふうなところでございます。利用者の増につきましてもなかなか妙案がございまして、令和7年において何か新しいことという部分ではないのですが、そういった部分の危機感というか、そういった部分は公社のほうとも共有しておりますので、そちらのほうの改善に向けて何かできることがあれば取り組む、また経費の節減についても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、基本的に委託しているという部分はありますので、妙案がないという部分、本当になかなか改善策が見いだせないという部分はあるのですけれども、これだけの委託っていいですか、業務委託契約の中でのお金も入れているということもあります。まして、他町村ではパークゴルフ場の無料化もというところも実施しているところもあるという部分、いろんな面があつて、そしてなおかつ高齢化社会になってきてパークゴルフ人口も減ってきているというのは、これは事実かもしれないけれども、それなりの管理をしている中でこれだけの29人というのはちょっと寂しいような気がしますし、やっぱり利活用に向けてという部分、逆に言えば委託しているという村の責任もあると思うのです、一部は。ですから、確かに公社との協議の中での活路を見いだすというご回答もそれなりに理解はするのですけれども、やはりそれを委託する側の村としてどういう形がいいのかという部分もしっかりその点を把握しながら僕は提案していただきたいな、というふうに思っていますけれども、いま一度難しい回答になるかもしれませんが、やっぱりこのままでははっきり言ってスタート地点の、逆に言えば大体5割程度までもう落ちているというような実態ですから、これ何とかしていかなければ駄目だということもありますので、その点の考え方があればいま一度ご回答いただければありがたいと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 パークゴルフ場の経営について再度ご質問いただいたわけなのですけれども、

先ほどもお答えしましたが、なかなか妙案がないという中で、ここでちょっと方針的なものというか、ご回答ができないところではございます。繰り返しになるのですが、そういった議員からのご意見も踏まえつつ、公社のほうと何か対策について考えていくようなことで進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今どんぐり公園につきまして安村議員のほうから質疑があり、産業課長のほうから答弁もありましたが、先ほどの全体的な説明の中でセンターハウスの屋根の改修も行うよというような話もございまして、指定管理をしている以上はすぐ新しく取組をするというのなかなか予算的な部分も厳しいだろうし、いろんな問題はたくさんあるのだろうなというふうに思います。しかしながら、安村議員が言うように本当にこのままでいいのかというところを踏まえていただいて、次の指定管理の契約に向けて村がしっかりと方向性を示してあげないと、参加するほうの業者としてもなかなか厳しいのではないかなというふうに思います。まだ指定管理の期間も若干数年残っていますので、それまでに何とか村としてしっかりとした方向性を出すということをしていただいたほうがいいのではないかなと思います。センターハウスの屋根の改修ということで、そこにお金をかけるのかと、今の時点でということもやっぱり検討はしていないとならないし、抜本的なセンターハウスの改修ということも考えなければならないだろうし、今後どのような形で村側が協議していくか、その辺も含めて何かご回答があればよろしくお願いします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 高木議員からのご質問でございます。

すみません、先ほど私の説明の中でちょっと発音が悪かったのかもしれないのですが、センターハウスの改修につきましては、カントリーパークのキャンプ場のほうのセンターハウスの改修になりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

ただ、議員のおっしゃるようにこのどんぐり公園の経営というのは、先ほど安村議員も言われているようになかなか利用者が減っているというふうな状況は確かにございますので、指定管理のほうもやっていたのですが、今後の指定管理、強いて言うならば次期の指定管理の募集の際にはそういった部分の調整などを検討しまして、どういうふうな形になるかというのはこの場では申し上げられませんが、そういった部分の改善ないしを行って指定管理に向けていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんと高木議員さんも本当にそのとおりだと思います。私も何とか危機感を持って、高木さんたちもちゃんとした危機感を持っているのかというようなことだったので、本当にパーク人口が減ってしまっていて、広大なところなんです。維持経費が年間大体2,000万ぐらいですか、というようなことを考えると費用対効果も含めて、あ

るいは観光資源としてどうなのだというようなところを検討というか、これは何とかしなければいけないと思っておりますので、両議員さんおっしゃったとおり方向性を村として持っていけないと駄目だと思いますし、それが示せるように本当にしっかり検討していく
というか、ただ検討ではなくてどういうふうにしたらいいのかということをやっぱり知恵を絞りながら、村民の皆さんの声も聞きながら、また議員の皆さんのお知恵を貸していただければありがたいのですけれども、そういう形で次の指定管理のときまでとは言いませんけれども、できるだけ早いうちに方向性を指し示して議員の皆様にも検討いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 先ほどの質問の中で勘違いをしまして、どんぐり公園のセンターハウスとカントリーパークのことをちょっとお間違いをしたということで、大変失礼をいたしました。申し訳ありませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第3号

○議 長 日程第9、報告第3号 債権の放棄の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 債権の放棄の件であります。

更別村債権管理条例（平成31年更別村条例第4号）の第6条の規定により、村の債権について別紙のとおり放棄いたしましたので、ご報告を申し上げます。

1 ページめくっていただいて、債権放棄調書であります。そちらを御覧ください。放棄した債権は、公営住宅使用料及び水道使用料でありまして、公営住宅使用料は放棄した債権に係る債務者の人数が1人、件数にして16件、金額は30万440円であります。放棄した事由は、消滅時効に係る時効期間満了によるものでありまして、放棄した年月日は令和7年3月31日であります。

続きまして、水道使用料は放棄した債権に係る債務者の人数が6人、件数にして57件、金額は14万5,730円であります。放棄した事由は、消滅時効に係る時効期間満了によるものでありまして、放棄した年月日は令和7年3月31日であります。

合計しますと、債務者の人数は7人、件数は73件、金額は44万6,170円となっております。

以上、ご報告を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 今回債権の放棄ということで、村側のほうも様々な手続も含めて準備をした中での形ということで、どうしてもこれは仕方ないことなのかなというふうにはご理解をいたします。ただ、今現在使用料等の部分で滞納の部分もあって、その辺が今後このようにまた債権になっていくのかどうなのか、その辺の見通しというか、状況というか、その辺はどんな感じになっているか、もし分かれば年数等も含めてちょっとその辺だけ教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 このたび放棄をいたしました債権ですけれども、いずれも消滅時効に係る時効期間が満了となっているものですが、ほかに消滅時効に係る時効期間が満了して、なおかつ回収が困難な状況にある債権というのは今はございません。債権の中には収入未済額というふうになっているものもございますけれども、村民負担の公平性、財源の確実な確保の観点から消滅時効に係る時効期間が満了することのないように引き続き早期適切な債権の回収に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第10 議案第55号

○議 長 日程第10、議案第55号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任いたしたいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別北2線102番地2にお住まいの梶真澄様、昭和38年10月12日生まれ、61歳であります。

令和元年から2期委員を務められ、大変ご尽力をいただいております。引き続き委員としてお願い申し上げたく、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第55号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第56号

○議 長 日程第11、議案第56号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴う課税限度額及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得に関する規定の改正並びに国民健康保険特別会計事業勘定の健全化を目的とした税率等の見直しに伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を1万円引き上げ66万円とするものであります。

（2）、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げ26万円とするものであります。

（3）、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割率を0.6%引き上げ5.1%に、均等割額を600円引き上げ2万3,600円とするものであります。

（4）、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率を0.11%引き上げ2.2%へ、均等割額を500円引き上げ6,900円、平等割額を500円引き上げ7,000円とするものであります。

（5）、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る所得割率を0.2%、次のページにまいります、引き上げ0.95%、均等割額を300円引き上げ7,800円、平等割額を200円引き上げ6,200円とするものであります。

（6）、国民健康保険税の基礎課税額に係る被保険者均等割額の見直しに伴い、低所得者

に対する軽減措置の対象となる世帯に適用する減額すべき額を改正するものであります。

(7)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の見直しに伴い、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯に適用する減額すべき額を改正するものであります。

(8)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者等の数に乗ずるべき金額を1万円引き上げ30万5,000円とするものであります。

(9)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、2割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者等の数に乗ずるべき金額を1万5,000円引き上げ56万円とするものであります。

(10)、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の見直しに伴い、世帯内に未就学児がある場合に適用する減額すべき額を改正するものであります。

(11)、その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の一部改正は地方税法の改正に伴うものですが、高齢化などによる医療給付費の増加や被保険者の所得が十分に伸びない中、中間所得層の負担を抑えるために基礎課税額などの限度額を引き上げ、さらに低所得者に対する軽減判定所得の基準額を見直すものになっております。

また、資産割の廃止により段階的に税率等を見直ししておりますが、税負担の公平性と会計運営の健全化を図るための改正としてございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2条、課税額、第2項ですが、現行の基礎課税額を1万円引き上げ、改正後の下線部、66万円に改めるものであります。

第3項は、現行の後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ、改正後の下線部、26万円に改めるものであります。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第1項ですが、保険税率を見直すため、総所得金額に乗じる率を改正後は100分の5.10に改めるものであります。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額ですが、保険税

額を見直すため、均等割額を改正後は2万3,600円に改めるものであります。

次のページをお開きください。第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額ですが、保険税率を見直すため、総所得金額に乘じる率を改正後は100分の2.20に改めるものであります。

第7条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額ですが、保険税額を見直すため、均等割額を改正後は6,900円に改めるものであります。

第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、保険税額を見直し、また特定世帯を軽減するために、改正後になりますけれども、第1号は7,000円に、第2号は3,500円に、第3号は5,250円にそれぞれ改めるものであります。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額ですが、保険税率を見直すため、総所得金額に乘じる率を改正後は100分の0.95に改めるものであります。

第9条の2、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額ですが、保険税額を見直すため、均等割額を改正後は7,800円に改めるものであります。

第9条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額ですが、保険税額を見直すため、世帯別平等割額を改正後は6,200円に改めるものであります。

第15条、国民健康保険税の減額、第1項ですが、第2条第2項の規定による基礎課税額の改正に伴い、改正後の下線部を66万円に改め、また同条第3項の規定による後期高齢者支援金等課税額の改正に伴い、改正後の下線部を26万円に改めるものであります。

次のページをお開きください。国民健康保険税の減額は、所得に応じた軽減となつてございます。第1号は低所得者の7割軽減を規定しておりまして、アの基礎課税額の均等割額を改正後は1万6,520円に改め、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額を改正後は4,830円に改め、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は特定世帯への軽減が適用されますので、改正後ですけれども、(ア)が4,900円、(イ)は2,450円、(ウ)は3,675円に改めるものであります。

オの介護納付金課税被保険者の均等割額を改正後は5,460円に改め、カの介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額を改正後は4,340円に改めるものであります。

第2号は、低所得者の5割軽減を規定しておりますが、軽減判定基準額の見直しがありまして、基礎控除額に加算される額でございますけれども、1万円を引き上げ改正後は30万5,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。アの基礎課税額の均等割額を改正後は1万1,800円に改め、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額を改正後は3,450円に改め、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は特定世帯の軽減が適用されますので、改正後は(ア)が3,500円、(イ)が1,750円、(ウ)は2,625円に改めるものであります。

オの介護納付金課税被保険者の均等割額を改正後は3,900円に改め、カの介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額を改正後は3,100円に改めるものであります。

第3号は、低所得者の2割軽減を規定しておりますけれども、軽減判定基準額の見直しがありまして、基礎控除額に加算される額ですが、1万5,000円を引き上げ改正後は56万円に改めるものであります。

アの基礎課税額の均等割額を改正後は4,720円に改め、次のページをお開きください。ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額を改正後は1,380円に改め、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は特定世帯の軽減が適用されますので、改正後は（ア）が1,400円、（イ）は700円、（ウ）は1,050円に改めるものであります。

オの介護納付金課税被保険者の均等割額を改正後は1,560円に改め、カの介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額を改正後は1,240円に改めるものであります。

同条第2項は、子育て世帯の経済的負担を軽減するための規定になっておりまして、第1号は基礎課税額の均等割額で世帯区分に応じた軽減をするため、改正後のとおりとなりますけれども、アは7割軽減で3,540円に、イは5割軽減で5,900円に、ウは2割軽減で9,440円に、エはアからウ以外の世帯としまして1万1,800円に改めるものであります。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額で、世帯区分に応じた軽減をするため、改正後のとおりとなりますけれども、アは7割軽減で1,035円に、イは5割軽減で1,725円に、ウは2割軽減で2,760円に、エはアからウ以外の世帯として3,450円に改めるものであります。

次のページをお開きください。最後に、附則となります。第1項は施行期日となっております、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

第2項は適用区分になっており、適用後の規定は令和7年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までは、なお従前の例とするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に議案第56号の補足説明における説明内容について小野寺住民生活課長より発言の訂正を求められましたので、これを許します。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 すみません、説明に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

議案の一番最後、附則の部分でございます。第2項の最後のほうになりますけれども、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるという部分でございますけれども、口頭説明では令和7年度分と言い間違いをしましたので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 この件は終了いたしました。

◎日程第12 議案第57号

○議 長 日程第12、議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により、更別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、過疎地域持続的発展施策事業の実施及び過疎地域自立促進特別事業の実施に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき更別村過疎地域持続的発展市町村計画を変更するものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件について補足説明させていただきます。

本計画変更につきましては、過疎対策事業債や過疎地域持続的発展支援交付金などの財政支援を受けるための所要の変更を行うもので、計画変更に必要な北海道との協議は5月14日付で異議なしとの回答を得ているものでございます。

それでは、議案書の別紙、新旧対照表を御覧ください。左側が変更後、右側が変更前となっております。変更箇所については下線の部分でございます。まず、3、産業の振興、

(2)、その対策、《農業基盤の整備》、①、国営事業、道営畑地帯総合整備事業（農業経営高度化促進事業）の促進の中の道営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）更別第2地区の内容に測量を追加するものでございます。

次に、6、生活環境の整備、(2)、その対策、《ごみ処理処分場の整備》、②、新最終処分場整備を追加し、上水道施設の整備、①、更別村営農用水、簡易水道事業の整備促進、施設の更新、営農用水施設整備事業の内容に電動流入弁を追加し、《下水排水施設等の整備》、①、特定環境保全公共下水道事業の整備促進、施設の更新の下水道施設整備事業の内容の曝気装置を床排水ポンプ曝気装置外実施設計に改めるものでございます。

次のページをお開きください。(3)、計画の一覧表の(1)、水道施設、簡易水道の更別村簡易水道事業に電動流入弁を追加し、(2)、下水処理施設公共下水道の特定環境保全公共下水道事業に床排水ポンプ曝気装置外実施設計を追加し、次のページをお開きください。

(3)、廃棄物処理施設ごみ処理施設の十勝圏複合事務組合中間処理施設整備事業に新最終処分場整備を追加し、(5)、消防施設の高機能消防指令システム更新事業に車両運用端末装置(AVM)設置を追加するものでございます。

次に、9、教育の振興の(3)、計画の一覧表の(1)、学校教育関連施設、給食施設の学校給食センター改築事業に調理機器購入・工事監理委託外を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第58号

○議 長 日程第13、議案第58号 東15号局部改良工事第2工区工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 東15号局部改良工事第2工区工事請負契約締結の件であります。

東15号局部改良工事第2工区の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名は、東15号局部改良工事第2工区であります。

2、工事場所は、更別村字更別であります。

3、契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

4、契約金額は、4,961万円であります。

5、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南2線94番地、株式会社山内組代表取締役、山内信男様であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうをご参照ください。

1、入札日時は、令和7年6月3日午前10時であります。

2の指名業者様は記載のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

3の工事内容は、工事延長220.00mであります。他、以下の記載のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

4、工期は、契約締結の日から令和7年11月20日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 東15号局部改良工事第2工区工事請負契約締結の件を採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議長 長 日程第14、議案第59号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1、買入れの目的、小中学校用G I G Aスクール端末の購入のためであります。

2、動産の品名は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

3の動産の数量は、290台であります。

4の契約金額は、1,499万3,000円であります。

5、買入れの方法及び時期は、北海道による共同調達入札（一般競争入札）による落札であります。令和8年3月31日までに取得するものであります。

6の契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社執行役員北海道事業部長、島津泰様であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらを御覧ください。

1の入札日時は、令和7年3月18日午前10時であります。

2の応札業者につきましては、東日本電信電話株式会社であります。

3の仕様内容は、端末本体290台、ほかは以下の記載どおりであります。

4、納入期限は、契約締結の日から令和8年3月31日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 ちょっと確認させていただきたいのですけれども、今回この290台のパソコンを買入れする件について何年ぶりの更新になったのかというところが1点と、あとは古い機種は下取りをしてこの新しい機種に変更されたのかということをも確認させてもらっていいですか。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 今回のGIGAスクールの端末の部分に関しましては、令和2年度の予算において購入し、使用については令和3年から使用しているものでございます。なので、5年ぶりという形になります。端末の下取り等につきましては、今回につきましては下取り等を出して購入するものではございませんので、今回新たに290台を導入をするという形になりますので、古いものについては今後処分の方法について検討をしていく形になります。以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今説明あったとおりなのですけれども、では290台って生徒全員分ですよ、恐らく。古いのは今後処分についてはということだったのですけれども、今まで5年間使っていて、この5年間って初めての期間だったので、故障とか使い方の問題ですごくこんな課題があったのだよとか、その内容ではなくて取扱いについて持ち帰りですりょう、壊してしまったよとか、使っているうちにもう十何台も実は壊れてしまったのだよとか、そんな事例があったのかなというのも含めてちょっと答弁いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 今までの故障の状況ですが、細かい数字、何台壊れていたとかという部分に関しましてはちょっとこちらで押さえてはおりませんが、故障の内容につきましては子どもが触るものでございますので、キーボードの部分が外れてしまうとかというパターンの故障とか、あと授業で使っていて床に落としてしまって画面が割れたというような事例はございました。その対処方法としましては、随時教育委員会のほうで直せるものについてはキーの交換とか、あと画面の故障については教育委員会のほうで対応できませんので、そちらについては買換えという形で対応をしてくれているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。今回この更新について290台更新するのですけれども、それについてOSが古くなってきたとか、そういった通信に対して遅れが出てきたとか、そういう問題があったのでしょうか。それとも、行政で進める間として5年間で買い換えるという予定であったのかということも含めて最後にご答弁いただければと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 今回利用させていただいているOSというか、クロームOSというものを使わせていただいて、前回もクロームOSというものを入れています。機能につきましてはあまり変わってはいないのですが、基本的にはクロームOSにつきましては、大体5年間ぐらいの使用の状況ではないかと言われていたものでございます。5年経過しましたので、そして国のほうの補助金もつきましたので、この期間において入れさせていただき

いということで今回提案をさせていただいて、予算をつけさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第60号

○議 長 日程第15、議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,677万6,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,677万6,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしまして、共済組合財源率の確定及び人事異動に伴うものでございます。各科目におきまして予算の補正がございま

すが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。24ページをお開き願います。1、特別職については、給与費で議員の報酬が増額、共済組合財源率確定により共済費が減額しております。

25ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括については、人事異動等により給与費で2,252万3,000円の減額、共済組合財源率確定により共済費で581万4,000円の減額、合計で2,833万7,000円の減額でございます。なお、手当ごとの補正後、補正前比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

26ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、27ページは給料及び職員手当等の状況ですので、ご参照願います。

28ページ、29ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書よりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、511万1,000円を減額し、補正後の額を4,996万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は人事異動、(2) 議員報酬等は常任委員長改選、(3)、議会運営経費はパートタイム会計年度任用職員採用などによるものです。

11ページをお開き願います。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、171万7,000円を減額し、補正後の額を11億9,758万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は人事異動に伴う職員の会計間の異動及び共済組合財源率の確定、(2)、総務管理一般事務経費は道派遣職員の負担金、(3)、職員福利厚生経費は職員の年齢構成による増減、(4)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は標準報酬月額を増額等、12ページを御覧願います。(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は負担金率の改定、(6)、情報処理導入経費は職員用PCの購入、(7)、村葬執行経費は事業実績に伴う執行残です。

目3 財産管理費は、9万5,000円を追加し、補正後の額を78万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、財産維持管理経費は、公有財産売却システム利用料の増額です。

目4 地方振興費 1億8,138万4,000円を追加し、補正後の額を6億3,837万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、宅地分譲事業経費は花園プラムタウン分譲に係る買戻し特約、登記事務嘱託手数料の追加、(2)、更別スーパービレッジ構想推進事業は無人トラクター運用の実証とバイオスティミュラント開発実証、カーシェアマッチングサービス導入に係る助成金です。13ページをお開き願います。(3)、地域社会DX推進パッケージ事業は、地域通信基盤の強化、拡大するための委託料などです。

項3 戸籍・住民基本台帳費、目1 戸籍・住民基本台帳費は、100万5,000円を追加し、補正後の額を2,111万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費はガバメントクラウド利用料等、(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業は戸籍の振り

仮名の確認等の事務費などです。

14ページを御覧願います。項5統計調査費、目1各種統計調査費は、115万円を追加し、補正後の額を344万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、各種統計調査経費は、国勢調査に係る交付額の決定によるものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目2福祉の里総合センター費は、財源振替です。

15ページをお開き願います。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、872万3,000円を追加し、補正後の額を2億2,270万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、出産・入学報償費は、入学祝金確定です。(2)、児童福祉事業経費は、児童福祉司任用前研修等、担当職員の研修の受講費用のほか、学童保育所の国庫補助基準額の増などによるものです。

項3老人福祉費、目3老人福祉推進費は、9万4,000円を追加し、補正後の額を7,973万円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金 介護給付は、共済組合財源率の確定などです。

款4衛生費、項1保健衛生費、16ページを御覧願います。目2予防費は、620万9,000円を追加し、補正後の額を2,260万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、予防接種事業経費は、带状疱疹予防接種費用です。

目4診療所費は、158万7,000円を減額し、補正後の額を1億3,570万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、人件費等の補正に伴う財源調整です。

目5保健推進費は、20万円を追加し、補正後の額を3,202万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、母子保健事業経費は、保健師の旅費及び発達支援相談員の期末手当等です。

項3上水道費、目1簡易水道費は、1,114万9,000円を追加し、補正後の額を5,457万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、人件費の増額分及び過疎地域持続的発展支援交付金の繰り出しです。

項4下水道費、17ページをお開き願います。目1下水道費は、743万3,000円を追加し、補正後の額を1億4,331万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は、人件費の増額及び過疎地域持続的発展支援交付金の繰り出しです。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、183万1,000円を減額し、補正後の額を2,431万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動等に伴うものです。

目2農業振興費は、1億7,153万9,000円を追加し、補正後の額を3億6,669万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、みどりの食料システム戦略総合対策事業及び畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業にそれぞれ採択されたものです。みどりの食料システム戦略総合対策事業は、バイオスティミュラント実証として令和6年から8年の3年間、デントコーン、パレイショ、大豆の各作物に対してバイオスティミュラント資材の散布により化学肥料の低減及び使用時間の低減を検証するものです。畑

作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、畑作地帯等の畑作物産地における持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、事業構造の変化などに地域、品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等への支援で17件採択されました。

18ページを御覧願います。目5ふるさとプラザ費は、66万3,000円を追加し、補正後の額を2,445万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費は、暖房系膨張タンクの修繕、刈り払い機及び背負い式ブロアの購入です。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は、42万2,000円を追加し、補正後の額を7,241万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、情報拠点施設維持管理経費は道の駅の駐車公園管理委託料の増額、(2)、地域おこし協力隊事業(観光分)はSNSで情報発信するための備品の購入です。

19ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、14万円を追加し、補正後の額を1億308万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路維持補修経費は、道路維持業務員の旅費です。

款9消防費、項1消防費、目1消防費、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、財源振替です。

20ページを御覧願います。目2事務局費は、190万4,000円を追加し、補正後の額を1億3,993万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は人事異動等、(2)、指導主事共同設置事業 人件費分は負担金率の確定によるものです。

項2小学校費、目1学校管理費は、増減がありません。説明欄(1)、学校情報通信技術環境整備事業 小学校は、GIGAスクールの端末等設置費の増額及び北海道共同調達による減額です。

項3中学校費、目1学校管理費は、30万6,000円を追加し、補正後の額を6,443万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費は特別支援教育支援員の旅費、(2)、学校施設維持管理経費 中学校はエアコン設置に伴う電源電力容量の増加、21ページをお開き願います。(3)、学校情報通信技術環境整備事業 中学校は、小学校同様GIGAスクールの端末等設置費の増額及び北海道共同調達による減額です。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、79万2,000円を追加し、補正後の額を7,057万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は負担金率の確定、(2)、幼稚園運営経費は更別幼稚園長の旅費、(3)、幼稚園舎維持管理経費は屋根、トップライトシーリングの修繕、(4)、認定こども園運営経費は認定こども園上更別幼稚園長の旅費、22ページを御覧願います。(5)、認定こども園園舎維持管理経費は、低年齢用ブランコ等教材の購入です。

項5社会教育費、目1社会教育総務費は、45万3,000円を追加し、補正後の額を3,777万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、図書室運営経費は図書室司書の旅費、(2)、コミュニティ・スクール推進事業はCSコーディネーターの報酬等、(3)、部活動改革推

進事業は部活動推進員の報酬等です。

項6保健体育費、目2体育施設費は、22万円を追加し、補正後の額を7,652万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、農村公園維持管理経費は、農村公園木製遊具の修繕です。

23ページを御覧願います。目3学校給食費は、25万3,000円を減額し、補正後の額を10億3,594万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター運営経費は、月額パートタイム会計年度任用職員の退職、補充によるものです。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願います。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、9,599万8,000円を追加し、補正後の額を2億7,983万3,000円とするものでございます。社会保障・税番号制度システム整備補助金は戸籍の振り仮名の確認等に関する補助金、情報通信技術利活用事業費補助金は地域社会DX推進パッケージ事業、地域通信基盤の強化、拡大に関する補助金、新しい地方経済・生活環境創出交付金は更別スーパービレッジ構想推進事業に関する交付金です。

目2民生費国庫補助金は、129万2,000円を追加し、補正後の額を8,673万2,000円とするものでございます。学童保育所の基準額の増などによるものです。

目5教育費国庫補助金は、1億1,359万4,000円を減額し、補正後の額を1,635万5,000円とするものでございます。学校給食センター改築工事の国庫補助不採択によるものです。

款15道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金は、130万9,000円を追加し、補正後の額を5,431万9,000円とするものでございます。医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の交付決定、8ページをお開き願います。学童保育所の基準額の増などによる子ども・子育て支援交付金の増です。

目4農林水産業費道補助金は、1億7,153万9,000円を追加し、補正後の額を2億9,611万2,000円とするものでございます。みどりの食料システム戦略総合対策事業及び畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係る補助金です。

項3委託金、目1総務費委託金は、115万円を追加し、補正後の額を1,271万6,000円とするものでございます。国勢調査委託金です。

目3商工費委託金は、35万1,000円を追加し、補正後の額を688万7,000円とするものでございます。道の駅の駐車公園の管理委託金です。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、5,000円を追加し、補正後の額を812万4,000円とするものでございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は1,446万7,000円を追加し、補正後の額を3,514万7,000円とするものでございます。花園プラムタウン分譲地について新たに5区画分を追加するものです。

目2物品売払収入は108万4,000円を追加し、補正後の額を428万7,000円とするものでございます。

9 ページを御覧願います。款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、9,398万1,000円を追加し、補正後の額を3億2,859万8,000円とするものでございます。

目 9 公共施設等整備基金繰入金は、1,300万円を追加し、補正後の額を5億7,700万円とするものでございます。

款21村債、項 1 村債、目 1 緊急防災・減災事業債は、1,130万円を追加し、補正後の額を2,780万円とするものでございます。高機能消防指令システム機器更新事業について過疎債から緊急防災・減災事業債への振替です。

目 3 過疎対策事業債は、9,150万円を追加し、補正後の額を7億1,870万円とするものでございます。消防施設整備事業を減額し、更別農業高校生徒確保等支援事業及び学校給食センター改築事業を追加するものです。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、地方債の補正につきまして、第2表、地方債補正によりご説明いたします。4 ページをお開き願います。地方債の補正につきましては、記載されているとおりでございます。財源の振替、事業の追加などに伴い、緊急防災・減災事業債は補正後の限度額を2,780万円、過疎対策事業債は補正後の限度額を7億1,870万円とし、補正後の合計限度額を12億3,550万円とするものでございます。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 7 ページ、款14の目 5 教育費国庫補助金の国庫補助が採択されなかったことについてちょっとご質問させてもらいたいというふうに思います。

本村については、今回は給食センターということで、この後中学校の建て替えだとか改修、そういう事業が控えている中で、今回このように学校給食センターが補助の申請が採択されなかったというような説明を全員協議会でも受けております。ただ、今後過疎債についても対象期間にも期限があるという中で、もしまた同じような対応をされた場合に村の財政負担にも大変な懸念を感じております。これは当然本村だけではなくて、十勝管内全ての市町村に関わる問題であって、早め早めの対応をしていかなければならないという

ことが必要と思われますけれども、現在こういうような形で不採択になったことについて、今後どのようなことで教育委員会として対策を練っていくかという部分で、もし今この段階で説明できる部分があればお願いしたいと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 今回残念ながら、給食センター関係ですが、学校施設環境改善交付金につきましては不採択という形になってしまいました。こちらにつきましても、この学校施設環境改善交付金につきましては、文部科学省のほうで策定しております交付金事業の執行方針等により多分財源を確保され、採択方針が定められて優先順位が高い事業から交付決定をしていると思われます。教育委員会としまして、施設等の改修についてはこちらの学校施設環境整備交付金を活用していかなければならないところではございますが、同じように学校施設の改修等につきましては多くの費用がかかるという状況がありますので、必要に応じて交付金の申請事務を進めてまいるところでございますが、今後その交付金の不採択となった場合の対応としまして考えられるのは、学校施設環境整備交付金以外での財源確保ができるかどうか、財政担当課にも協力いただきながら財政確保の可能性を検討したり、あと国や北海道と協力を仰ぎながら再度採択に向けて準備を進めて、必要に応じて改善点や申請内容についても確認をし、検討することも必要になると考えているところでございます。今のところそういう発言、回答にしかならないことをご了承いただければと思います。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 本議会の最初に村長からご挨拶がありました。全道でも57%の地域が不採択だったと。これは、もう非常に危機感を持たなければならない問題だというふうに私も思っております。本当にゆゆしき問題だというふうに思っております。声を出さなければ何も進展がないというふうに私は思っております。今回村長が中央に行っているいろいろその辺について意見を申し上げてきたということですが、十勝にも教委連というきちんとした団体があって、その中で十勝の中でも同じような思いをしている町村がありますので、その意見を吸い上げながら道教委にもきちんと意見を述べていって、今後そういうことがないような意見、大きな意見としてぜひ進めていっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 今回の給食センターの国庫補助不採択に関わっては、本当に大変遺憾なことであり、残念であったというふうに思っております。村長から、または報道からもありましたように、例年であるならばきっと給食センターの改築に関わって採択されただろうと思っているのですが、この令和7年度の当初予算においては北海道、ほかの県もそうなのかもしれませんが、ほぼ4割しか採択されなかったということで、継続事業であっても不採択になったという地域があるぐらい厳しく今回のその更別給食センターも同じように

採択されなかったということなのですが、今回につきましては、給食センターにつきましては何年も前から保健所から衛生状態を改善するようというように指導を受けて、改めてまた教育委員の皆様方と調理場を細かく確認をしたのですけれども、いろんなことが経年劣化していて待ったなしの状態だったねということで、今回本当に子どもたちの安心、安全が必須の施設ですので、村長判断をしていただいて、国庫補助が採択されなくても過疎債を増やして、そして学校給食センター改築工事の契約締結を議会にも通していただいたところです。

今後ということなのですが、今荻原議員からもあったように1つは要請活動をしていただくということと、それから教育庁、教委連というのがあるのですが、連携して道教委に要請をしていく、そして道教委から国に予算追加、または予算をきちんとつけていただくようというように要請活動をしていくというようなことで動いていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 ほか、この件に関する関連はないでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問のある方はお願いします。

2番、安村さん。

○2番安村議員 総論関係の質問になってしまうので、お許してください。

今回の人件費の関係の別紙でご説明をいただきました。気になっているのが、これは行政運営に係る基本ですので、ちょっと私は重く受け止めたいということで感じたのですが、今回人員配置の関係で補正前が81人で補正後では79名ということで2名の減ということは退職されたということなのですが、以前その定員の部分も含めて、事業の推進状況も含めて、行政の在り方、増員計画を含めてということで審議した経過がありました。今回2名の方が減になったということは、基本的にはこの行政の中の人員体制の中で、少ない中でどうやりくりしていくかという部分の課題にぶち当たると思うのです、はっきり言いまして。なおかつ、途中で今2か月半、3か月近くの事業年度を迎えて終えようとしている中で、やっぱりその事業推進に当たっての2名が減になったということは、多分それなりの経験者がという部分も考えられるということですので、その点の影響というのはどうなのでしょう。その点実直にどの部署とは言えないかもしれないけれども、2名の減に対しての現況の状況を説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

いします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 人件費の補正をさせていただきましたけれども、2名分の給与減額ということになっておりますが、当初予算で人件費計上しておりましたけれども、その後に退職の意向を示されたので、今回補正で減額させていただいていますが、1名は課長補佐職、1名は係長職です。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 極めて端的な回答で、私が基本的に聞きたいのは、それに対しての事業推進において影響が出ないのかという部分を確認をしたかったわけです。よろしくお願いします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 当然部署によっては人が減になっているところもございます。減になったところにつきましては、いろんなところを考えて人事配置、パートタイム会計年度任用職員を活用して事務を行うとか、そういったことを考えながら適正に対処しているところでございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明は説明として、影響が出ていないのかということを非常に心配しております。逆に言えば危惧しています。最小限の人数、これだけの行政のボリュームを含めて事業を行っている中で、1人といえども新事業年度に向けての人員体制も含めてということでやっぱり減るということは、かなりの業務負担が偏るということもありますので、その辺の捉え方も含めていま一度だけご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 繰り返しになりますけれども、現有の職員の中でやることをやっていくということに限られると思います。また、あと適切に職員を計画的に採用していくことになろうかと思います。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 なかなか明確というか、途中で退職されてということで人員補充もできないということですので、新年度に向けて補充も含めてということ考えた回答だとは思いますが、やはり必要であれば途中採用だってあり得るという部分も当然出てくると思うのです。ただ、その部分を誰かが振り分けして、誰かがやっていただけるということは、それはやっていただかなければならないというのは現状であるというふうには思いますが、住民サービスという部分考えたときにそれで足り得るかという部分、いま一度やっぱり考えて、きちっとした体制づくりをしていただきたいということで切望いたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 業務を遂行するに当たっては、その人の能力、資質、そういったものになるかと思います。議員のほうから中途採用というお話ありましたけれども、中途採用された方がすぐ即戦力になるかという、必ずしもそうはならないというふうに認識しております。ですので、計画的に採用していくと。あと、現有の職員の中でできることをやっていくということになるかと思います。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 20ページお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、説明欄(1)、学校情報通信技術環境整備事業の小学校と併せまして次ページ、21ページには中学校のほうにも関わってまいりまして、先ほどG I G Aスクール構想のパソコン、5年たってというお話で同僚議員からも質問がございまして理解したところであります。

お伺いしたいところでございますけれども、今現在使用しているパソコンの更新時対応につきまして何かお考えがあるのか、ないのか、補足説明を願いたいと思います。お願いいたします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 現在G I G Aスクールの関係でパソコン保有台数につきましては300台程度保有をしております、そちらの分については今後、先ほど太田議員からも出ておりました処分方法について確認をされたところでございますが、こちらについては一応290台今回購入をさせていただくのですが、290台のほかに、使用中やはり子どもが利用する関係もありますので、ある程度予備としてキープをしておきたいと考えております。こちらについては、では台数何台ということではなく、一応今のところ教育委員会としては50台程度は確保というか、今現在利用しているものを保存をして、そちらで急遽使えなくなったものについてはそちらを一時的に使っていただいて、時期が来ましたら新たなものに支援をするというような形で考えております。

では、残り50台キープして、それ以外の250台程度ありますこちらについては、処分方法についてはまだ検討しなければならないことがすごくありまして、補助金で購入をしている部分等もありますので、そちらの部分、簡単に希望されている方に渡すとかということにはならない可能性もありますし、そういうことも踏まえてこちらについては、処分方法についてはG I G Aスクールで今回入れている各市町村同じようにどういうふうにしていかって悩んでいる部分もありますので、そちらについても情報を共有しながら、あと行政懇談会のほうでも何年か前かに使わなくなったタブレットを分けてくれないかというような、そういう希望があったように覚えがあります。それが希望された方に渡すということが本当に簡単にできるものかどうかという部分を併せて教育委員会の中でちゃんと検討をし、対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1 番太田議員 12、13ページ、スーパービレッジ構想事業の13ページ側の説明欄（3）、地域社会D X推進パッケージ事業1億4,821万8,000円の内容についてなのですが、まず確認しておきたいのがデータ連携基盤の委託料ということですよね。これが共助Wi-Fi、無線LAN、そこからどのようにこのデータ連携基盤と合わさって、それが住民にとってよりよいものとなっていくのかということのをちょっと補足説明いただければと思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの地域社会D X推進パッケージ事業の補足説明ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、工事の委託料の中身につきましてですが、既存Society5.0の中でもインフラの整備を行ってきた部分でスターリンクの事業がございます。そのインフラ整備したものにさらに今回は上更別地域と更別村地域にスターリンクの基地局を2基整備いたすものでございます。合計3基のスターリンクの基地局ができることになります。その下にぶら下がるWi-Fiネットワークの基地局でございますけれども、既存では3局の基地局を設置し、実証事業等を行っているところでございますけれども、今回7局の基地局を増設していくものでございます。最後に、議員がおっしゃられていたデータ連携基盤の改修ということで2,200万円を計上しているところでございます。何度か私のほうでもお話をしているかと思うのですが、デジタル化を行っていく上では通信のない方々が多くいらっしゃるということも事実でございます。例えばでございますけれども、スマートメーターを設置したい高齢の方がいらっしゃる時には、そういったスマートメーターを設置することが通信環境がないためにできないということがあります。今回実証をやっていく中でもシルバーハウジングのほうにも設置をしたい方がいらっしゃって、そちらのほうも実際には通信、スマートメーターのセンサーをつけることができなく、見守りのデータが取れないといった状況にも陥ったりもしておりました。

今回7局のWi-Fiを整備することによって、それらの通信弱者と言われる方々に対しての通信環境が整うことで更別村全体のデジタル化においては通信環境を整備することで、ますます推進を図ることができるのではないかと考えているところでございます。

データ連携基盤の部分につきましては、今説明申し上げました分電盤につけるスマートメーターのセンサーについてでございますけれども、まずこちらをつけたい方々いらっしゃいますので、そういった方々にももちろん提供します。今後ひやくワクサービスですとか、どんぐりスタンプ会のデジタル化ですとか、アプリですとか、システムを利用する際にはそういった通信環境を使いながら使っていただくことが可能となるわけでございます。

データ連携基盤につきましては、今後スマートメーターでつけていただいてデータを取るといのはもちろんなのですが、そちらの分析ですとか、そのレポート等を個人の方に発信します、ご家族の方にそういった見守り状況を発信するというところのデータ

基盤の回収が一部発生するという事で、その費用を2,200万円計上させていただいております。

今後は、こちらにひやくワクサービスで想定しているのは例えばですけれども、どんぐりスタンプ会のデジタル化ですとか、地域ポイントが普及していった際にはそういったサービスを使っている方々にもポイントの付与ですとか、もしくは今想定している様々な事業でのデジタル化でのデータ活用ですとか、そういった部分でこのデータ連携基盤の改修が必要だというふうに感じているところでございますので、まずはスマートメーターの部分のデータ連携基盤部分を一部ちょっと改修をさせていただきながら高齢者の見守りですとか、介護予防、フレイル対策等を行っていきたいという考えがございます。今後これら改修が必要があれば随時行っていくこととはなりますけれども、一旦この通信インフラの整備をすることによって、その通信環境の実証事業としては終了というふうに考えておりますので、今後これら、まだ実証途中ではありますけれども、実際にはスターリンクで、ではスマートフォン500本つながったときに通信環境の負荷がどれぐらいかかるのかですとか、実証の積み残しもございますから、そういった実証を行いながら皆様に使っていただく通信設備として考えておりますので、そのような構想としてこの事業を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ちょっと多岐にわたって今説明していただきました。

ちょっと具体的に質問していきたいのですが、今参事おっしゃったとおりネット環境の充実ということが一つ挙げられると思うのですが、そのネット環境の充実について基地局、上更にも建てますよと。そして、その農村部、市街地も併せてネット環境を充実させますよ、こういったことが市街地でいえば商店街の人たちもそういったネット環境を使ってスタンプのデジタル化とか、今後進める事業について必要であろうということですよ。ここでこのネット環境の充実ということで、今農村部でも、市街地の方でもWi-Fi環境を自分でつくって、ネットを契約してやったりしていると思うのですが、今回このネット環境を充実させると室内でもネット環境が充実できるということを伺ってはいるのですが、果たしてこれ農村、市街地も含めておよそ何世帯の人たちが、更別ID、例えば持っていたら家のWi-Fi環境、ネット環境、光通信なくして、では利用しようかって考える人も出てくると思うのですが、そういったこと、全ての村民がある程度網羅できるという考えでの今回の提案なのでしょうか。ちょっとその辺、補足説明をお願いいたします。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの農村エリアと市街地エリアと全体の利用者の想定といったような形のご質問かと思うのですが、既存の利用の中でスターリンクを今3局まで増やそうとしております。先ほど申し上げたとおり、その実証ができていない部分が実は

ございます。では、何台までスマートフォンがつけられるのか、何台までパソコンがつけられるのか。どの程度の負荷があつて、やっぱり通信環境というのは全てが全て常に一定の通信ができるわけではなくて、そういった負荷がかかったときに相当速さが落ちる可能性もございます。今回スターリンクを整備するその中身につきましては、中程度のスペックの内容のスターリンクの通信設備を導入することとしておりますから、実際には相当数つないだときには何らかの障害というか、切れるですとかということが起こり得るであらうかなということでもちょっと実証をやりたいなというふうに思っているところで、実際その市街地の部分については、ほぼほぼ通信ができる環境ができるのではないかと考えております。

残すは農村エリアという話にはなるのですけれども、現実的な話でいきますと農村エリア全てにWi-Fi環境を整えますかといいますと、なかなか難しい部分はございます。また、スターリンクを全戸に整備するというのは難しいかなと思っています。以前光ファイバーの整備の部分で農村エリアにはWi-Fi環境の導入についてNTTへの助成という形で整備してきた経緯もございますから、実際にそのWi-Fi環境というのは農村のエリアではある程度整備が進んでいるという認識でございます。これは引き続き国に対しても以前整備した光ファイバー網、農村エリアの整備については報告を行っておりますので、ちょっと手元に資料がないのですけれども、実際Wi-Fi環境は農村エリアは相当数整備された認識でございます。残すはスターリンクによる通信環境ということになるのですけれども、その部分についてはまだ検討が必要かなと思っています。費用感も含めまして相当数今は難しいと思っていますので、スターリンクは1局当たり大体10万円程度のランニングがかかるものを更別村では導入していくことになるのですけれども、費用感の問題ですとか、あとは障害の部分ですとか含めまして検討しながら、皆さん農村エリアも含めて本来でいくと通信環境は必要なのかもしれませんけれども、そういった形でまずは市街地エリアということで、漏れがすごく多いエリアを重点的にカバーしていきたいという考えでございますので、今後全体的に農村エリアも含めてというところにつきましては検討が必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、通信環境は全戸にはならないという説明を受けました。そして、通信速度についてもやっぱりみんなが使えば遅くなるのは当然のことですし、使う人が多ければ多いほどその速度は遅くなるのは当然のことですから、そのように話を進めた中で、でも事業を進めていく中でそういったことも検証していきながらやっていきたいという話でした。

そのまま、ではランニングコストの話をちょっとしたいと思うのですけれども、25年度単年で大体7,000万以上ランニングコストがかかっていくことになりますよね。これで25年ではそれぐらいかかってきて、来年度以降はゼロ、ゼロ、ゼロとある程度なつてはきている

のですけれども、果たしてこれ来年以降本当にかかってこないのか、このランニングコスト、要するに月額費用だってスターリンクからネット契約していればそれなりの金額が来年も再来年もかかってくるのかなとは思うのですけれども、それがこの資料の中ではゼロ円ってなっているところがちょっと不思議だなんて思うのですけれども、その辺のランニングコストの確認をしたいというのがまず1つと、あと5年間の計画の中である程度立てていると思うのですけれども、5年後補助が出なくなったときに果たして更別村はこれを継続しようと思ったときに年間どれぐらいの費用がかかるのかということも併せて説明いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのランニングに関わる費用のご説明をさせていただこうと思っております。

議員がおっしゃるとおり、こちらは5年間の事業費を2025で支出することができますので、利用料といたしましては次年度からゼロ円の部分があるということで認識していただければと思っております。その後、5年後ですので、2030年度以降実際にはどれぐらいのランニング費用がこの通信環境を整えることで発生がするのでしょうかということではございますけれども、実際にはナーブネットということでセキュア通信をネットワークとしてWi-Fi設備を整備していくのですけれども、そのランニングコストが700万円、スターリンクの3局の年間の費用が230万円、そしてデータ連携基盤の改修に伴うランニングにつきましては年間約400万円ほどの経費が必要になりますから、1,300万円を最大で考えているところでございます。ただしなのですけれども、ナーブネットの通信環境につきましても実際には保守管理契約が700万円ということなのです。ですから、実際にその保守管理費用については、今後増設することによって経費が薄まるということで想定しております。また、スターリンクの年間の費用230万円につきましても、今中型程度の通信環境としてスターリンクを導入するというところまでご説明させていただきましたけれども、こちらにつきましても実際には下げて、通信環境のもうちょっと安いパターンでも通信環境が整えるのであれば、ここの費用は削減可能であるというふうに考えております。

また、P x Rのデータ連携基盤のランニングにつきましても、こちらの部分についても共同利用とか共同運用の他の自治体との連携が進むことであれば、こちらは落ちていくというふうに想定しておりますから、最大値で約1,300万円程度のランニング費用がかかりましますけれども、今後5か年の中でその部分がかからないような形で見直しを行って、この通信環境の維持をしていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 太田さん。

○1番太田議員 ランニングについては、年間5年後以降もマックス大体1,300万くらいを見えていますよという説明を今受けました。この事業に対して5年後以降1,300万マックスでかかりますよ、では5年後までの費用対効果の目標というか、ここまでいったらこれくら

いかける意味があるよねというところにやっぱりいかなければいけないと思うのです。1,300万かけて、それに対しての恩恵が少なければ何の意味もないわけですから、なのでその辺の費用対効果の目標値というか、これぐらいは目指していますよ、今スターリンクの中とか低とかという話もしたのですけれども、やっぱりネット環境はスピードが速くなければみんな使わないですし、そういったこと、ネットがつながっていなければそもそも話にもならないのですけれども、その辺の費用対効果の目標をどの程度考えているのかということと、あと5年たって、ではこれ必要ないよ、どうだろう、費用対効果としてあまり見込めなかったって万が一なったときに、これはすぐ継続を補助がないからといってもうやめますよということが決断としてすぐできることなのか、その辺も含めて説明いただければと思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの目標値の内容でございますけれども、この補助金の中で実際に来年度整備した後の目標値は掲げているところでございます。ひやくワクサービスの参加者数、実際今500名のID配付を行っているところですが、こちらのサービスを650人まで増やしていきましょうという計画は持っております。

また、どんぐりスタンプ会でも今後そのIDということで配付していきますから、そういった方々も店舗等で通信環境を利用される機会があらうかと思えます。実際には、私の個人的な意見ではございますけれども、今500ID配っていますので、当初の導入目標としては1,000人ぐらいの方々がどんぐりスタンプ会を使っていただければ来年度オーケーかなみたいなところはちょっと思っているのですけれども、実際には総務省へ提出させていただいた目標値としては650人という目標値を掲げております。

また、そのほか電力センサーです。先ほどお話しさせていただきましたブレーカーにつける電力センサーにつきましては110台を設置する目標を掲げております。運動プログラムの参加者数も350人ということで目標値を大幅に増加させているところでございます。

あと、そのほかに目標値として総務省に提出させていただいているのは、災害時でも情報発信可能であるということに住民に周知していくということも考えておりますので、多くの方に使っていただく、災害時にも利用できますといったことで、そういった周知活動も行っていくということで目標値を掲げているところで、こちらは実際5年後やめますよというところにつながるわけではないのですけれども、将来的にそういった参加者数が増えていくとデジタルが普及していく際に多くの方々がこのネットワークを使っていくことは想定できているところでございますので、目標値として全村民が使います、もしくは観光客が、実際に多くの方が使っていただける通信環境になっていますといったことであれば十分目標値としては、私としては達成するというか、意味のある通信環境になるというふうに考えているところでございます。

実際にはIDを配付して、ログが取れてきますから、こういった方々がご利用になっているのかというのも分かってくるかなと思えますので、そういったデータを取りながら今

回整備する通信環境が本当に意味のあるものだったのかということを十分把握しながら5年後のランニング費用というのを考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

実際には意味のないものとなった場合にはということで最後質問があったと思うのですが、補助金ということで補助金の適化法の関係もございますから、通信環境の整備の償却期間が満了するまでは売却と処分ができないというふうになっていますので、その辺はまた総務省とのお話になろうかなと思いますので、そのときの判断が、どうしても検討が必要になろうかと思います。

以上でございます。

○議長 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんの質問あったのですけれども、私としては今のスーパービレッジ構想の一環でもありますけれども、最近大きな災害が起きています。能登半島、姉妹都市である東松島市、それと土砂災害等々あります。一番危惧されているというか、教訓になっているのは通信網が寸断されるということです。電力もそうですけれども、ただスターリンクの場合は空が見えている範囲であれば必ず携帯がつながります。それと、緊急時の通信ができるということで、今現在は消防署、病院とか、あと災害対策本部等々についてはスターリンクの活用ができるように運用を図っておるのですけれども、上更別にも福祉館が避難所として充実をします。だから、福祉館に来いさえすれば電波が途切れてもスターリンクは使えますので、災害時、これはもう5年たってもずっと使えるということで、非常時に際しての通信網の確保という点では、私はもうその辺もかなりポイントを置いて今回の導入ということを図っておりますので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長 長 太田さん。

○1番太田議員 ご説明ありがとうございます。

もちろん災害時には本当に必要なものとなりますし、スターリンクの衛星で飛ばしているというので、地上に何かがあっても空には関係ないという今の村長の話だったのかなと思います。とはいえ、やはりこれだけお金をかけてやる事業ですから、災害云々いろんな通信というネット環境を含めたときに今この時代において、災害時において必要不可欠なものだと思いますけれども、ないよりあったほうがいいのは当然のことなので、これが村にとって本当に必要なものになる、そしてみんなに対して費用対効果でこれはいいなって思わせるものにぜひ5年後に向けて進めていってほしいなと思います。

以上です。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ただいまの太田議員の質問で問題になっていた、テーマになっていた委託料1億4,781万8,000円、大体これと同じ金額の資料を先日の全員協議会で頂いたのですが、そこでは内訳が3つついていて、そこでデータ推進基盤のアップデートは1,760万円に

なって、ただいまご答弁いただいたところで2,200万ってあったので、全体の内訳をもう一度言っていただけると助かります。お願いします。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの委託料の内訳の金額のほうをご説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたスターリンクの導入に2局追加するわけですが、2局追加する費用といたしまして1,491万7,240円を想定しております。

続きまして、Wi-Fi環境の基地局を現在3局あるものを7局追加する部分でございますけれども、そちらの7局追加する基地局を設置する費用といたしまして1億1,090万円を想定しております。

最後に、基盤の改修に係る委託料ということで2,200万円、合計いたしまして1億4,781万8,000円ということで補正計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 詳細なご答弁ありがとうございました。

それで、この金額のうち国のほうから補助金として来る分が7ページにある総務費国庫補助金のうちの情報通信技術利活用事業費補助金、ほぼきっかり半分、50%、2分の1の補助率である、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 はい。ただいま議員がおっしゃられたとおり、総務省の補助率は交付対象経費の2分の1でございますので、そちらの補助金2分の1の部分として、情報通信技術利活用事業費補助金として7,410万8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ちょうど同じ13ページの上のスーパービレッジのほうで、12ページに全体の3,310万円がのっていて、3つに分かれてSociety5.0型、第2世代交付金、デジタル実装型となって、たしか私の理解では一番最初の710万円が無人トラクター関係、その次の600万円がバイオスティミュラント、そして3つ目のカーシェアマッチングのシステムが2,000万円というふうに理解しています。そして、補助率は上2つが2分の1で、2,000万円のカーシェアが3分の2というふうに理解していますが、まずはこの理解で間違っていないでしょうか。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、Society5.0の710万円の部分につきましては、スマート農業の実証の増額分と実際にはスプレイヤーの実証の増額分ということで710万円を計上させていただいております。

2つ目、第2世代交付金につきましては、バイオスティミュラントの開発を行っている

わけでございますけれども、農協と民間の企業とです。そちらに係る費用として600万円ということで、こちらにつきましては開発に係る工数が増えるということで伺っておりますので、その工数が増える部分で600万円を計上させていただいております。

最後に、デジタル実装型2,000万円ということで、こちらはご説明がありましたとおり、議員がおっしゃるとおりカーシェアマッチングに係る費用でございます。今の運転手不足が少しずつ見えていることで、そういったマッチングをさせながら運転手の確保を行っていきたいというふうに考えている部分で2,000万円を計上させていただいております。

補助率につきましては、Society5.0型については補助率2分の1、第2世代交付金につきましても補助率は2分の1で、最後デジタル実装型につきましては補助率がタイプVということで、3分の2ということで、議員がおっしゃるとおりそのような形でまた歳入のほうも予算計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 詳細なご説明ありがとうございます。

それで、最後のカーシェアマッチング、これ2,000万円かけてシステムをつくるという、なかなか補助率がいいとはいえ金額が大きいので、もう少し具体的にどんなふうなシステムをつくって、どんなふうに運用されることをイメージされているのかご説明いただければと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 カーシェアマッチングサービスの詳細な中身でございますけれども、現在ひやくワクサービスの中でも自動運転の事業とデマンド交通、さらクルということで事業を行っているところではございますけれども、年間約1,000人近い方が利用される、1,000は切っているのですけれども、それに近い方が利用されているということで伺っております。その中でもインターネットで受け付ける方につきましては予約が確保できますが、実際電話で申込みをされる方がいらっしゃるということで伺っております。極力交通サービスとしてそういった方々にサービスを提供していく考えを持っていますけれども、なかなか運転手が常時2名、3名いるわけではなく、実際にはソーシャル・ナレッジ・バンクの中で1名の方がその日運転をされているというような状況になっているので、安定的なそのサービスを提供していくためには、そういった運行中止ですとか、運行をお断りするようなことはあってはならないというふうに考えております。今回非常にそのドライバーの確保ということが問題になるわけでございますけれども、常時本当に2名、3名とかということでいらっしゃる方がいいのですけれども、なかなか難しいということで申込みが、運転手になりたい方々に対して実際にはそのシステムを提供し、運転手としていただきながら、その時間私ここ行きたいのですけれどもということで手挙げをしていただく利用者、村民の方々に対してサービスを提供していくようなマッチングをさせるシステムを構築をしていきたいということでございます。

実際には、電話でキャンセルしていらっしゃる方々が月に二、三名はいらっしゃるということです、そういった取りこぼしがないように。また、できれば16時半という時間帯を少しでも延ばせるようなサービスの提供ができることであれば、そういったカーシェアマッチングのサービスとして提供をしていきたいなと思っているところでございます。予約サービスというものでシステム自体はあるように見えるのですが、実際に運転手の方が申込みをされるというところの入り口をつくらなければいけないので、全く新しいプラットフォームをつくっていくようなことになろうかと思えます。また、運転手の方にはどんぐりスタンプ会と連携しながら、どんぐりスタンプでお礼をしていくようなシステムということを考えて想定しているものですから、地域にとって意味のあるサービスとして運行できればなというふうに考えております。実際にはドライバー不足というのは更別村の中で非常に多くあるというふうに理解しておりますから、地域の中でそういったボランティア活動ですとかやっていただける方が多く出来上がるのであれば、またまちづくりの中で意義のあるサービスになるのではないかというふうに考えておりますので、そういった地域の活性化につながるサービスを構築していければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 17ページお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費、説明欄(1)、農業振興補助金等でありまして、2つ目の畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業の補助金についてであります。先ほど採択17件ということで説明伺いまして、端的で構いませんので、生産性向上、あるいは労働負担軽減という目的にて採択かと思われますので、内容を教えていただきたいと思えます。お願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業についてですが、こちらのほうは昨年まで持続的畑作生産体制確立緊急支援事業というもので実施されていたものですが、本年度名称が変わりましてこのように行われているところでございます。バレイショ、豆類、ソバ等の安定生産、供給体制を構築するため、種芋産地形成や新品種導入、病虫害まん延防止対策の取組を支援するというものと、あと需要動向等に対応した新たな生産体系の構築、労働負担軽減のための省力作業機械の導入の取組を支援するというふうな内容になっているところでございます。バレイショ、豆類の新品種導入であったり、病虫害まん延防止対策のほうでは、こちらのほうはJAさんのほうで取り組んでいるのですが、こちらのほうの取組で補助をいただいているというふうな形になります。

あと、労働力負担軽減の省力作業機械の導入については、各機械共同利用組合の申請が16件になりますので、そちらのほうで機械の導入等をしているところです。内容的には、バレイショであればハーベスターであったり、スプレイヤーであったり、種芋の選別ライ

ンなどが挙げられているところでございます。豆類であれば、ビーンスレッシャーであったり、スプレイヤー、プラウ、ディスクハローだとか、そういったものが申請されているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 16ページ、項3上水道費、目1簡易水道費、説明欄の簡易水道事業特別会計繰出金、これの27繰出金の補助金等で約1,000万ほど繰り出すというようなことで計上されておりますが、次のページの下水道も同じように補助金が特別会計に繰り出しされておりますが、今回の補正でこの特別会計にこれが繰入れされていないような、そういうような内容になっているかというふうに思います。この補助金の繰入れについて、もう少し詳しく内容を説明いただきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました上下水会計の財源補填の繰出金の件でございますけれども、この金額につきましては令和6年度に実施をいたしました新コムニ団地造成に係る事業の分としてでございます。具体的には令和6年度に上下水道、道路を対象とした過疎交付金の中の定住化促進団地整備事業補助金の交付を6年度において受けているところでございますが、実際にお金が入ってきたのが7年4月に一般会計のほうで受けてございます。企業会計につきましては3月で決算が締まってしまうものですから、その分を一般会計から企業会計に別途繰り出す必要が生じたことから、今回7年度予算で繰り出しを行うというような措置をしたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。

令和6年度会計のほうにというお話だったのですが、ということは未収金という形になるのかな。これを6年度の決算では収納した形で決算報告がなされるということによってよかったのでしょうか。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 今議員おっしゃったとおり、令和6年度予算におきまして未収金という形で決算で報告させていただくことになります。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 15ページです。学童保育所の関係です。

民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で、この補正で12委託料のところでは879万2,000円を新たに計上していて、国、道の基準額が増えたというようなご説明があったかと思いますが、国と道から129万2,000円ずつの補助金が入ってきている、一般財源で600万円出してというのは、この辺はかかる費用が増えたのか、基準額増というのはどう

ということかと、その辺ちょっと私うまく理解できなかったのもので、ご説明いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 学童保育所の委託料につきましては、子ども・子育て支援交付金交付要綱というのがございまして、それに基づき算定しています。交付要綱の改正によりまして全体的な算定額が上がったということと、学童保育所の基本部分の運営に配置されている方が令和6年度は支援員3名と補助員1名でしたが、補助員の方が支援員となるための認定資格研修を修了したことから、令和7年度より支援員4名となりまして算定単価区分が変更になったことから増額としております。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 あまり私がちゃんと分かっていないからかもしれませんが、質問させていただきます。

10ページ、議会費のところの給料、目1の(1)、職員等人件費のところとか、それからその後下のほうにずっと行きますと、代わりに入ってこの一般職の方で異動された方の金額が上がっております。それから、その後に入ってこられた方が会計任用職員の方であったりというようなことがあります。賃金が大きく変わることによって仕事の内容もがらっと変わるという理解でよろしいのでしょうか。質問です。

以上です。

○議 長 ちょっと休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時26分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 このたびの議会費の人件費の補正につきましては、人事異動に伴いまして職員が1名減となりまして、その減員となった後にパートタイム会計年度任用職員を任用して配置をしていると。業務の内容につきましては、パートタイム会計年度任用職員でございますので、あくまでも事務補助ではございますが、議会事務局職員の書記として発令されておりますので、基本的に行う業務は変わりませんが、パートタイム会計年度任用職員と正職員との違いは当然ありますので、その部分は例えば議会事務局長がカバーするとか、そういったことで業務は進められることと認識しております。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後14時40分まで休息いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第61号

○議 長 日程第16、議案第61号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,457万5,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費は、106万7,000円を追加し、補正後の予算額を3億1,185万1,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄（1）、総務管理経費、節2給料、節3職員手当等は、人事異動に伴い減額するものであります。節4共済費は、人事異動及び共済組合財源率の確定に伴い減額するものであります。節18負担金補助及び交付金、職員退職手当組合負担金は、負担金率の確定に伴い増額するものであります。

なお、10ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

説明欄（2）、総務一般事務経費、節4共済費は、人事異動に伴い増額するものであります。説明欄（3）、診療施設維持管理経費、節11役務費、節17備品購入費は、待合ホールの

テレビ故障に伴い購入費用等を増額するものであります。説明欄（４）、フルタイム会計年度任用職員給与等、節３職員手当等は人事異動に伴い増額するものであります。続いて、８ページにまいります。節４共済費は、共済負担金等確定に伴い増額するものであります。節18負担金補助及び交付金、職員退職手当組合負担金は、人事異動及び負担金率の確定に伴い増額するものであります。

目２車両管理費、説明欄（１）、公用車維持管理経費、節10需用費は、公用車の夏タイヤ購入費を増額するものであります。

款２医業費は、687万5,000円を増額し、補正後の予算額を4,523万7,000円とするものであります。

項１医業費、目２医薬品衛生材料費、説明欄（１）、医薬品購入経費、節10需用費は、带状疱疹予防接種の定期接種に伴いワクチンの購入費用を増額するものであります。

目５医療用機械器具費、説明欄（１）、医療機器等整備事業は、電子処方箋システムの運用に必要な設定費用を増額するものであります。

項２給食費、目１給食費は、財源振替であります。

続きまして、歳入についてのご説明にまいります。５ページをお開きください。款１診療収入は、928万8,000円を増額し、補正後の予算額２億1,047万5,000円とするものであります。

項３その他診療収入、目１諸検査等収入、説明欄、各種予防接種診断料は、带状疱疹予防接種料を増額しております。

款４繰入金は、158万7,000円を減額し、補正後の予算額を１億6,127万9,000円とするものであります。

項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整するものであります。

款６諸収入は、１万4,000円を増額し、補正後の予算額を83万7,000円とするものであります。

項１雑入、目１雑入、説明欄、看護補助員等雇用保険料納付金は、人事異動に伴い増額するものであります。

続きまして、６ページをお開き願いたいと思います。款７道支出金は、22万7,000円を皆増するものであります。

項１道補助金、目１総務費補助金、説明欄、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金は、光熱費等の物価高騰の影響を受けている医療機関等に対し交付されるもので、12万5,000円を増額しております。医療機関食材料費支援金は、食材料費高騰の影響を受けている医療機関等に対し交付されるもので、10万2,000円を増額しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第62号

○議 長 日程第17、議案第62号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の
件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万7,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,942万7,000円とするものでありま
す。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと
いうふうに思います。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業、目2包括的・
継続的ケアマネジメント支援事業費は、48万7,000円を追加し、補正後の額を2,854万7,000
円とするものであります。フルタイム会計年度任用職員や一般職員の共済費及び退職手当
組合負担金の率の確定に伴い増額するものであります。

なお、7ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上
げます。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金、項2国庫補
助金、目3地域支援事業交付金（その他事業）は、18万7,000円を追加し、補正後の額を1,515
万1,000円とするもので、職員共済費等の率の確定に伴い増額するものであります。

款5道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金（その他事業）は、9万3,000
円を追加し、補正後の額を757万5,000円とするもので、職員共済費等の率の確定に伴い増

額するものであります。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 地域支援事業繰入金（その他事業）では、9 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 757 万 8,000 円とするものであります。職員共済費等の率の確定に伴い増額するものであります。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、11 万 3,000 円を追加し、補正後の額を 1,658 万 6,000 円とするものであります。職員共済費等の率の確定に伴い増額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 62 号 令和 7 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 63 号

○議 長 日程第 18、議案第 63 号 令和 7 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第 63 号 令和 7 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。

第 1 条は総則、第 2 条は収益的収入及び支出、第 3 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款 1 簡易水道事業収益は、27 万円を追加し、補正後の額を 1 億 4,441 万 9,000 円とするものであります。

項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

続きまして、支出にまいります。款 1 簡易水道事業費用は、27 万円を追加し、補正後の

額を1億7,692万5,000円とするものであります。

項1 営業費用、目3 総係費につきましては、負担金率の改定に伴い追加するものであります。

なお、2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第64号

○議 長 日程第19、議案第64号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

それでは、1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款1 下水道等事業収益は、14万6,000円を追加し、補正後の額を1億5,722万円とするものであります。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

続きまして、支出であります。款1 下水道等事業費用は、14万6,000円を追加し、補正後

の額を1億9,843万9,000円とするものであります。

項1 営業費用、目3 総係費につきましては、主に職員の異動によるもので、節、給料や節、法定福利費などにつきましては増、節、手当につきましては減とするものであります。

なお、2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月17日から6月18日までの2日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月17日から6月18日までの2日間休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

(午後 2時55分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員